

2025 年度

入 室 の し お り



北本市学童保育室指定管理者

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

目次



	特定非営利活動法人 北本学童保育の会うさぎっ子クラブ 設立趣旨書	P2~3
1	うさぎっ子クラブが運営する学童保育室	P4
2	学童保育の開設日と開設時間	P5
3	保育の理念	P6
4	一日の様子	P6
5	学童保育の生活づくり	P7
6	健康管理	P7
7	学童保育の内容	P8
8	おやつ・お弁当について	P8
9	宿題について	P8
10	お便りについて	P9
11	入室する時に持ってくるもの	P9
12	その他	P9
13	北本市学童保育室利用規定	P10~14

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

設立趣旨書

<設立にあたって>

私たちは、主に放課後において適切な遊びや生活の場を提供することを通じて、子どもたちが心身共に健やかな発達ができるよう、保護者と指導員が一体となって学童保育事業を運営してきました。先代の保護者や指導員たちがこのような思いを持ちながら学童保育事業を立ち上げ、受け継がれながら運営して 30 余年が経過しています。

「安心・安全な環境のもとで、子どもにとって楽しく豊かな経験ができる放課後の生活を保障する」という課題は、保護者や指導員のみで実践できるものではありません。地域の様々な方々・関係機関・企業等からのご理解・ご協力が不可欠です。

そこで私たちは、地域の皆さんからのさらなるご理解とご協力をいただきながら、学童保育事業を中心とする子育て支援の活動をさらに充実・発展させるために、NPO 法人格を取得することといたしました。

「北本学童保育の会うさぎっ子クラブ」は、「地域社会の財産である子どもを守り・育てあう」ことを、地域の皆さんとともに行うことをめざし、学童保育事業を中心とする子育て支援の活動を行ってまいります。

<経緯>

- 昭和 50 (1975) 年 3 月 「北本市に学童保育を作る会 準備会」が発足
(保育所の卒園を控えていた父母約 10 名からはじまる)
- 5 月 「北本に学童保育を作る会」結成
*各団体に働きかけをする
・・・各校 PTA・新婦人の会・市教組・保育所父母の会・一般市民
- 6 月 市長交渉
- 7 月 市より「学童保育についてのお知らせ」が出される
西小にて夏季保育開始 (52 人) 8 月 31 日まで
夏季保育終了後は自宅開放や集会所にて共同保育を続ける
- 9 月 市議会において「学童保育の設置に関する陳情」の提出、700 名の署名
議会で「学童保育に関する条例」が可決、補正予算に計上される
- 12 月 中丸・南学童保育室開設 (公立) 中丸学童 3 名、南学童 17 名でスタート
- 昭和 51 (1976) 年 4 月 南学童保育室に通いきれない子どもたちの父母が自宅開放や集会所で共同保育を続ける
南学童には南小の他、西小、石戸小、東小の児童が通う
- 昭和 53 (1978) 年 10 月 「東小区に学童保育を作る会」が発足
- 昭和 54 (1979) 年 4 月 西学童保育室が新設 (公設民営)、集会所や学校余裕教室の活用
指導員 2 名体制
- 11 月 「北本市学童保育連絡協議会」結成
- [活動の柱]
- ・会員相互の親睦と交流
 - ・地域に学童保育を広めていくこと
 - ・共同保育 (西学童) の公立化と内容改善
 - ・指導員の待遇改善

昭和 55 (1980) 年	4 月	東小若草子どもクラブがチサン団地内の民家を借りてスタート (7名)
	9 月	学童PRパンフレットを北本市内全小学校の新一年生の父母に配布
昭和 56 (1981) 年		市より公立保育所の自主化の方針が出される→北本学童保育の危機
		市の行政改革により民営化に対する反対運動で、約 5,500 筆の署名が集まる
昭和 57 (1982) 年		議会で民営化反対の請願不採用、学童保育の公設民営化決定
昭和 58 (1983) 年		北本市学童保育連絡協議会 (市協連) による運営スタート
		(指導員の一括採用、保育料の統一、勤務の統一など)
	4 月	北小、石戸小、栄小に学童保育室を開設
		(北小、石戸小は借家でスタート、栄小は集会所と体育館を借りる)
	7 月	栄小、東小に公設学童保育開設
昭和 62 (1987) 年		北小、石戸小に公設学童保育が設置
		(現在の場所に学童保育室が設置される)
平成 5 (1993) 年	4 月	中丸東小に公設学童保育開設
平成 10 (1998) 年	4 月	学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化される
平成 13 (2001) 年		東学童保育室新設
平成 14 (2002) 年		栄学童保育室が学校の余裕教室に入り、新設される
平成 16 (2004) 年		市より指定管理制度に関する話が出される
平成 18 (2006) 年		中丸学童保育室が市連協に加盟する
平成 21 (2009) 年		大規模分割問題への取り組みを行う
		議会にて児童数が大規模だった北・東・西学童保育室の分割が決まる
平成 23 (2011) 年	2 月	東学童保育室、北学童保育室がそれぞれ分割し、2 保育室体制に
	3 月	西学童保育室が分割し、2 保育室体制に

<NPO 法人取得の理由>

平成 23 年 4 月現在、北本学童保育連絡協議会は 8 つ小学校区において学童保育事業を運営していますが、大規模保育室の分割によって拠点が増え、雇用する指導員も増加しています。既存施設の改善、労働条件の改善、保育の質の向上などの課題解決を継続的に行うことで安定かつ継続した運営体制の確保し、また長期的な視点から学童保育事業を中心とする子育て支援の活動を行っていくためには、現状の任意団体のままでは支障をきたすことが予想されます。このような背景から、私たちは平成 22 年 4 月より、特定非営利活動法人の設立について検討を重ねてきました。

平成 23 年 4 月 29 日、設立総会にて、私たちの活動の負っている責務に鑑み、特定非営利活動法人北本学童保育うさぎっ子クラブを設立する事といたしました。

平成 23 年 4 月 29 日

特定非営利活動法人
北本学童保育の会 うさぎっ子クラブ
設立代表者 新井 利民

1 うさぎっ子クラブが運営する学童保育室

学童保育（放課後児童健全育成事業）とは、保護者が共に就労等の理由で、児童が帰宅する時間を留守になる家庭の児童に、安心して楽しい放課後を過ごせるように、適切な遊びや生活の場を提供し、見守ることにより、児童の健全な育成を図るものです。

学童保育では、異年齢の子どもたちが生活を共にすることにより、互いに協力し、支えあうことを学び、時にはぶつかり合うことで、色々な経験を積み自主的な生活力を身につけ、のびのびとおだやかに成長できることを支援します。

北本市が学童保育施設を整備し、平成26年度より

特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブが指定管理者として指定を受けて北本市内の学童保育室の管理運営を行っています。子どもたちが楽しく安全に生活できるように努めます。

《うさぎっ子クラブ学童保育室一覧》

小学校名	対象学童	住所	TEL
東小学校	東学童保育室	北本市中丸6丁目65番地	048-591-8911
	東第二学童保育室 ☆	北本市中丸6丁目65番地	048-593-6253
西小学校	西学童保育室	北本市本町7丁目3番地	048-591-8591
	西第二学童保育室 ☆	北本市本町7丁目3番地	048-594-1062
南小学校	南学童保育室	北本市緑3丁目387番地	048-591-1315
	石戸第二学童保育室	北本市栄1番地1	048-591-3737
北小学校	北学童保育室	北本市深井4丁目45番地	048-542-8567
	北第二学童保育室 ☆	北本市深井4丁目45番地	048-541-5173
石戸小学校	石戸学童保育室 ☆	北本市荒井2丁目320番地	048-592-6636
中丸東小学校	中丸東学童保育室	北本市中丸10丁目350番地2	048-593-4636
中丸小学校	中丸学童保育室	北本市宮内7丁目142番地2	048-591-8005
	中丸第二学童保育室	北本市宮内7丁目147番地1	※令和7年4月開設予定

☆は、小学校施設内の保育室です。

うさぎっ子クラブが運営する北本市の学童保育室は小学校敷地内や近隣に設置されています。児童が敷地外の学童保育室まで安全に登室できるように支援します。

入学当初、新一年生は下校班を組んで保護者の方にお迎えをお願いしますが、学童へ通う児童は、支援員が学校までお迎えに行きます。



2 学童保育室の開設日と開設時間

開設時間 開設日	7:00~7:30	7:30~	10:00 ~18:30	18:30~19:00
月曜日~金曜日	X		開 設	延長 保 育
土曜日	延長 保 育		開 設	延長 保 育
学校休業日	延長 保 育		開 設	延長 保 育

◎延長保育料 一児童 200 円

(1) 土曜保育利用

土曜保育は、高崎線を境に東側と西側の2箇所合同保育を実施しています。

土曜日の保育を希望する場合は、予め届出が必要になります。

実際に土曜保育を利用する場合は、利用する週の木曜日までに各学童備え付けの申込み用紙に児童名・利用時間・送迎者等を記入して申込を済ませてください。

(2) 延長保育利用 **※様式第7号『北本市学童保育室利用時間延長申請書』の提出が必要です。**

延長保育は、土曜日や学校休業日の朝7時00分から7時30分間に保育開始となる場合、平日・土曜日・学校休業日の18時30分から19時00分間にお迎えとなる場合に、通常の月額保育料とは別に一児童につき200円の延長保育料をお支払いいただきます。時間の決定は、各学童の入り口にある電波時計で判断します。

利用の種類は、定額利用とチケット利用があり利用頻度に合わせて選択できます。

定額利用は一児童につき月額2,000円を通常保育料と合わせてご指定口座より自動引落いたします。

チケット利用は200円×5枚の綴りをご購入頂き、利用する際にチケット1枚(200円分)を切り離して支援員にお渡しください。※同日中に朝夕両方利用する場合は、一児童につき1日200円となります。

(3) 施設の利用時間

お迎え後、児童の帰り支度を済ませ速やかに降室するようにご協力ください。

また、各学童の懇談会等で施設を利用する場合は21時まで利用が可能です。

(4) 閉設日

- ・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)
- ・台風等自然災害による施設損壊時、感染性疾患の流行時など臨時で閉設する場合があります。
※緊急の場合はメール等により連絡しますので、各学童備え付けの災害用携帯電話に連絡先等の登録をお願いいたします。
- ・その他 市長が必要と認められた場合に臨時閉設となる場合があります。

(5) 学童保育施設利用に関する注意事項

- ・利用児童及び保護者は、学童保育施設(公の施設)利用中は善良な利用者として注意をもって施設を利用してください。
- ・以下の事項に該当する場合は、学童保育室の利用をお断りすることがあります。
 - 連絡なく欠席及びお迎え遅れが度々あった時
 - 保育料が3ヶ月滞納となり、督促したにも関わらず納入されない時
 - 秩序等を乱す恐れがあると認められる時
 - 管理運営上支障があると認められる時

3 保育の理念

○児童の健全な育成を図るため、「遊びの場及び生活の場」を学童保育室に通う全ての子どもに保障していきます。

○子どもたちの安全と豊かな生活づくりができるよう、一人ひとりの子どもと向き合い、支援員同士が共に学び合い、保育の質を高めていきます。

○保護者が安心して子どもを預けて働き続けられるような環境作りのお手伝いをしていきます。

○学童の生活を通じて保護者同士・保護者と支援員・地域の方々が共感認識を持てるような『共育て（ともそだて）』のつながり作りを目指します。



4 一日の様子（例）

4/1 以降の春休み

7:00	8:00	9:00		12:00		16:00		18:30	19:00		
開室	出欠確認	学習	自由あそび	昼食	あとかたづけ	自由あそび	おやつ	あとかたづけ	自由あそび	おむかえ	閉室

4月入学式以降

10:00	10:30		12:00		14:30	16:00		18:30	19:00					
開室	下校	出欠確認	宿題など	自由あそび	昼食	あとかたづけ	上級生下校	宿題など	自由あそび	おやつ	あとかたづけ	自由あそび	おむかえ	閉室

土曜日（合同保育）

7:00	8:00	9:00		12:00		16:00		18:30	19:00		
開室	出欠確認	学習	自由あそび	昼食	あとかたづけ	自由あそび	おやつ	あとかたづけ	自由あそび	おむかえ	閉室

学校休業日等の一日保育

7:00	8:00	9:00		12:00		16:00		18:30	19:00		
開室	出欠確認	学習	自由あそび	昼食	あとかたづけ	自由あそび	おやつ	あとかたづけ	自由あそび	おむかえ	閉室

5 学童保育の生活づくり

☆ 開室、登室について

なるべく4月の初めから、登室できるよう準備をしてください。
学校の生活と学童保育の生活を同時に慣れさせるのは困難です。
春休みのうちに生活のリズムを作っておきましょう。

☆ 『学童保育へ通う』という事をお子さんにしっかりお話ししましょう。

☆ 下校後は直接学童保育室に帰ることが原則です。

学校を欠席・早退した場合や学童を休む場合は必ず事前に連絡をしてください。

☆ 原則として保護者の方が送り（一日保育時）迎えをしてください。

都合で保護者以外の方が送り迎えをする場合は、事前に必ず学童保育室へ連絡を入れてください。確認が取れない場合は、引き渡しに時間を要することがある旨をご了承ください。

☆ 保護者の勤務先及び緊急連絡先を必ず届け出てください。変更が生じた場合も速やかに届出をお願いいたします。

☆ 入学当初は、学校まで支援員がお迎えに行きます。学校では、学童班で下校させてくれますので、担任の先生にも学童へ通う事をお伝えください。

6 健康管理

「ただいまー」と帰ってくる子どもの声で、学校での様子、身体の様子がわかります。
必ずランドセルを背負って、まっすぐ学童保育室へ帰ってくる事を約束して、習慣づけてください。

☆持病をお持ちの児童は前もって支援員にお知らせください。

ひきつけ、脱臼、ヘルニア、慢性の下痢、便秘、ぜんそく、アレルギー、心臓病など

☆次の病気になったときは学童を利用できません。

インフルエンザ、はしか、風疹、水ぼうそう、結核、新型コロナウィルス、その他医師に通学を止められた場合

注意）学級閉鎖、学年閉鎖となったクラスや学年の児童は発症していない場合でも登室する事は出来ません。



☆薬の服用については児童自身が自己管理してください。

体調不良や高熱のため安静が必要なときは、緊急連絡先へご連絡します。
怪我やその他事故等のときは、状況によっては病院へ連れて行き、同時に緊急連絡先へ連絡させていただきます。

7 学童保育の内容

子ども達の生活を広げるために、学童ではさまざまな活動を行っています。

☆ こんな遊びをしています

野球・サッカー・テニス・バスケットボール・ドッジボール・卓球・缶けり・鬼ごっこ
・やっここ・大根ぬき・一輪車・なわとび・トランプ・将棋・レゴブロック など

☆ 手先を使って作ります

ミサンガ作り・缶マフラー作り・凧作り・泥団子作り・手芸 など

☆ うさぎっ子クラブの行事に積極的に参加します

学童合同運動会・お別れスポーツ大会 など

☆ 課外保育を計画します

小学校の長期休みや休校日等の一日保育を利用して、遠足や施設見学などに出かけます。
年間を通じて、学年に応じた経験が出来るよう計画します。

☆ 放課後子ども教室の子どもたちと一緒に活動する日を計画します。

子どもにとってより豊かな活動ができるように、各小学校における放課後子ども教室との
交流会を計画します。

8 おやつ・お弁当について

一日の生活の中でも、「食」は楽しい時間のひとつです。

学童保育のおやつについては、夕食までの空腹を補い、成長期の子供達への栄養補給になる
ように考え工夫しています。アレルギーや添加物等の安全に気を配り、手作りのおやつを心掛けて
います。また、子ども達と一緒におやつ作りに取り組むことも計画します。

班ごとの当番制で後片付けをします。

お弁当持参の日 ☆ 完全給食が始まるまで 4月下旬頃
☆ 土曜日
☆ 小学校休業日
(長期休み、振替休日)

***** お願い *****

気温が上がる季節や夏休みなどにお弁当を持参する場合は、
保冷剤を入れたりするなど、ご家庭でも衛生管理にご協力をお
願い致します。



9 宿題について

子ども達の一日の中で、帰宅してから学習する一定の時間を設ける事はとても大切な事です。
学童保育室では宿題が出来るよう学習時間を設けています。また、長期休み(春・夏・冬休み)
や学校休業日などの一日保育の日も、学習時間(約一時間)を設けていますので、宿題・
プリント・個人で使用している教材などを、持たせるようにしてください。

10 お便りについて

学童保育室での子ども達の生活の様子などを保護者の方へお知らせする為に、おたよりを発行しています。単に行事のお知らせにとどまらず、具体的な子どもの言葉・行動の他、子ども同士の関わり、その時期における活動内容、共に考えたい課題なども記載していますので、必ず目を通してください。

11 入室する時に持ってくるもの

☆コップ

必ず底に名前（ひらがな）を書いてください。

☆着替え

汚れてもよい服上下一組と下着（必ず名前をお書きください。）

※衣替えやサイズ確認は随時お願いします。

きたもと

うさぎ

12 その他

☆送迎について

学童保育室の送迎については保護者の責任において送迎してください。

児童のみでの登室や帰宅させることはできません。

保護者以外の方が迎えに来る場合は、迎えに来る方の名前と続柄等を予め学童支援員へ連絡してください。確認がとれるまで児童を引き渡せない場合があります。

原則として、児童の安全上、お迎えは高校生以上の方をお願いしています。

中学生のお迎えはできません。

☆習い事について

大人による送迎があることが原則です。習い事名や曜日、学童へ戻るか戻らないか等を予め届け出て頂く必要があります。（児童習い事申請書 要提出）

また、スイミングバスを利用する場合やデマンドバスを利用して習い事に向かう場合は、支援員と児童が声を掛けあい、自主的に学童を出発する事となっています。

原則、発着場所までの支援員による送り出しはできませんので、ご了承ください。

家庭調査票記載事項に変更が生じた場合は、必ず支援員までお知らせください。

また、子どもの様子で気になる事、不安に思う事、家庭で困った事などいつでもご相談ください。保護者と支援員が一体となって子どもの豊かな生活を守りましょう。



13 北本市学童保育室利用規定

北本市学童保育室指定管理者
 特定非営利活動法人
 北本学童保育の会うさぎっ子クラブ

第1条 入室基準

- ・入室対象児童は、保護者が労働等で昼間家庭にいない世帯の小学生が対象となります。
- ・原則として市内に居住する児童で、市外の小学校に在学する児童も利用することができます。
- ・18歳以上65歳未満の親族等が同居（同一敷地内別棟の親族等も含む）の場合、保護者の他に同居親族等も以下の証明書等の提出が必要となります。

入室事由（保護者の状況）		入室期間
就労	昼間に居宅外又は居宅内で児童と離れて家事以外の仕事をしていることを常態としている場合 ※日曜日を除く週3日以上勤務し、かつ勤務終了時刻が午後3時以降であること。	就労している期間で、最長で年度末（3/31）まで
出産	妊娠中又は出産後間もない場合 （産前6週間、産後8週間の期間）	産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末まで
疾病等	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいをもっている場合	左記事由により入室を必要とする期間で、最長で年度末（3/31）まで
看護・介護	長期にわたり疾病の状態にある、又は精神に障がいをもっている同居の親族を常時介護している場合	
災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	
求職中	就職活動のため保育にあたるできない場合	2ヶ月
就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合	卒業・訓練終了月まで

第2条 保育時間

- 基本保育
 - ア. 平日は学校終業時から18時30分
 - イ. 土曜日及び学校休業日は7時30分から18時30分
- 延長保育
 - イ. のみ、7時00分から7時30分及び
 - ア. イ. とともに、18時30分から19時00分

第3条 休業日

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③12月29日から翌年の1月3日
- ④前記のほか、学童保育室の管理上（電気の故障、災害被害、流行防止など）開室が困難と判断された場合は、臨時休業となる

第4条 入室に必要な費用

1. 保育料

保護者の市民税所得割課税額及び児童の学年により決定します。

（北本市学童保育室保育料一覧表 参照）

最新の市民税所得割課税額に応じた保育料とする為、毎年9月に見直しを行います。

◇4～8月分保育料：前年度の市民税所得割課税額で算定します。

※保護者が前年1月1日に北本市に住民登録がない場合のみ、1月1日に住民登録があった市町村役場で保護者分の課税証明書交付を受けて申請書と合わせて提出してください。

◇9～3月分保育料：当年度の市民税所得割課税額で見直し算定します。

※保護者が当年1月1日に北本市に住民登録がない場合は、1月1日に住民登録があった市町村役場で発行できる時期を確認の上、保護者分の課税証明書の交付を受けてご提出頂きます。

<北本市学童保育室保育料一覧表>

階層	階層区分	保育料(月額)	
		1年生～3年生	4年生～6年生
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,500円	2,000円
C	当該年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が72,800円未満の世帯	5,000円	4,000円
D	当該年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が72,800円以上の世帯	10,000円	8,000円

2. 延長保育

土曜日及び学校休業日の朝7時00分から7時30分までと平日・土曜日及び学校休業日の18時30分から19時00分までは延長保育となります。延長保育の利用を希望する場合は、予め申請が必要です。(様式第7号 北本市学童保育室利用時間延長申請書 要提出)
また、利用種別を把握するためGoogle formよりお申込みください。
定額利用の場合は申込期間もご選択ください。
また、チケット利用の場合は一児童につき1回1枚(200円)で利用できます。

○定額利用	当月分(一児童につき)	2,000円
		※保育料と合わせて自動引落
○チケット利用	5枚綴り	1,000円
		※必要に応じて学童で購入

3. 土曜保育

土曜日の朝7時30分から18時30分までは土曜保育となります。
土曜保育の利用を希望する場合は、Google formよりお申込みください。
尚、利用料金の負担はありません。
土曜保育は高崎線の東側と西側に分かれ、2ヶ所で合同保育となります。
ご利用の際には、実施学童の場所を支援員にご確認ください。
また、お弁当・水筒・おやつ(50円分)・学習用具・着替え一式をご持参ください。

4. おやつ代(補食代)・教材代

	教材代	当月分	200円
一児童につき	おやつ代	当月分	1,300円

5. 留守番家庭児童団体傷害保険料

児童毎に加入します。加入の有無に関わらず確認書の提出をお願いします。
料金の負担はありません。

第5条 入室及び更新時提出書類

新入室及び更新入室において以下の書類を毎年年度ごとに提出して頂きます。
更新時、学童保育利用料に未納がある場合は入室審査対象から除外します。

【申請に必要な書類】

- ① 北本市学童保育室利用許可申請書(様式第3号)
- ② 誓約書・同意書・学童保育利用料支払保証書
- ③ 保育を必要とする状況を証明する書類

注意) 1月1日に北本市に住民登録がない場合のみ

- ④ 1月1日住民登録があった市町村で発行された保護者分の課税証明書
書類受領後、審査を経て結果通知を発送します。

【利用許可通知受け取り後～提出期限までに】

- ① 家庭調査票
- ② 児童引渡しカード
- ③ 保育料自動払込利用申込書控(新入室のみ)

- ④ 利用時間延長申請書（該当者のみ）
 - ⑤ 掲載承諾書
 - ⑥ QRコードを読み取り Googleform で回答送信 ⇒保険加入確認、土曜保育利用申込み、延長保育利用申込み、うさぎっ子入会申込み
- ※入室期間は、入室時から最長で該当年度末までとし、翌年度も継続して入室を希望する場合でも更新手続きが必要となります。（第1条の通り）

第6条 口座振替手続き

学童保育利用料（保育料・おやつ代・教材代）は以下の手続き完了後 **毎月15日** に当月分を指定金融機関口座より自動引落します。

1. 【振替口座】

指定の金融機関に預金口座を開設してください。

2. 【手続き】

手続き用紙に必要事項をご記入・金融機関お届印を押印の上、指定の金融機関に提出してください。（金融機関より事務局に確認書類が届いた時点で手続き完了）

第7条 年度途中の入室

年度途中から利用を希望する場合は、本規定第5条に規定する申請書類を揃えて利用開始を希望する月の前月10日までに提出してください。

※学童保育室利用許可申請書受付締切（毎月10日）

入室審査後、概ね1週間～10日前後に郵送で結果を通知します。また、入室に必要な書類一式も同封してお送りします。原則として利用開始5開設日前までに必要書類を該当学童へ提出してください。

1. 【再入室】

本規定第5条に規定する全ての書類を提出し、再申請してください。

但し、学童保育利用料に未納がある場合は入室審査対象から除外します。

また、原則として小学校長期休みのみなどの短期入室は受け付けておりません。

第8条 退室手続

1. 【途中退室】

イ. 月途中の退室の場合でも、当月分の保育料含む諸費用は返金しません。

ロ. 学童保育利用料が3ヶ月未納となり、『北本市学童保育室利用許可取消通知書』が送付された時点で強制的に利用停止となります。

注) 2ヶ月未納の時点で、『北本市学童保育利用料催告書』を送付します。

ハ. 求職活動2ヶ月以内に就労先が決まらなかった場合、入室した月の翌月末をもって退室となります。入室した月の翌月25日までに「就労証明書」または「北本市学童保育室利用停止届出書（様式第10号）」を提出してください。

2. 【学童を退室する時】

退室を希望する時は、該当月25日迄に「北本市学童保育室利用停止届出書（様式第10号）」の提出が必要です。但し、1.ロにより強制退室となった場合は『北本市学童保育室利用許可取消通知書』を送付します。

3. 【学童保育利用料】

毎月1日をもって当月の在籍扱いとなります。

前月25日までに届出がなければ翌月の学童保育利用料その他諸経費が発生します。

第9条 変更手続

1. 【変更届】

氏名、住所、連絡先、勤務先、家族構成（婚姻、離婚など）、入室理由、保育料引落口座、その他保育料算定に影響を及ぼす変更を含み、申請時の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

附則 改定履歴

平成25年4月1日	制定
平成26年4月1日	指定管理者制度導入に伴い、保育時間・休日・費用・申請書類等変更、休室制度の廃止
平成27年4月1日	第4条 保育料の改定 第7条 特別な場合の諸経費 月途中の入室について日割り計算を廃止 第8条 利用停止届の提出についての修正
平成28年4月1日	保育時間の変更（朝）、有料特別保育の追加、様式名称変更、審査対象の除外、特別な入室に関する諸経費削除、第9条 保育料の改定削除
平成29年4月1日	入室及び退室に関する書類を「入室及び退室」から「利用及び利用停止」に変更 変更届に関する第9条を追加
平成30年4月1日	有料特別保育の呼名変更、第4条2、様式第7号 北本市学童保育室利用時間延長申請書の追加、第5条 申請期間追加
平成31年4月1日	本規定の名称を「北本市学童保育室入室規定」から「北本市学童保育室利用規定」に変更。
令和2年4月1日	第2条 保育時間 時間表記の変更 第7条1項 再入室 短期入室は受け付けていない旨を追加
令和3年4月1日	第8条1項 途中退室と強制退室を区分けした。 「退室届」を「学童を退室する時」に修正。
令和5年11月1日	第1条 「入室条件」から「入室基準」に変更。 第8条1項 求職活動2ヶ月以内に就労先が決まらなかった場合を追加。
令和6年4月1日	第5条 一部回答方法を変更。
令和6年11月1日	時間標記を一部変更。「ご両親」を「保護者」に変更。



北本市学童保育室指定管理者
特定非営利活動法人
北本学童保育の会うさぎっ子クラブ
〒364-0006
北本市北本3丁目 141-2 大島ビル2階
TEL048-594-8637 FAX048-594-1550
E-mail : contact@kitamoto-usagi.com